三　構造改革特別区域の範囲　大津市、京都市及び宇治市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二九）

○内閣府告示第四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百八十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年十二月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　淡路市
二　構造改革特別区域の名称　淡路市教育特区
三　構造改革特別区域の範囲　淡路市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百四十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年十二月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奈良県及び橿原市並びに奈良県高市郡高取町及び明日香村
二　構造改革特別区域の名称　飛鳥認定通訳ガイド特区
三　構造改革特別区域の範囲　橿原市並びに奈良県高市郡高取町及び明日香村の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二九）

○内閣府告示第四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年十二月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　阿南市
二　構造改革特別区域の名称　阿南市羽ノ浦地区保育所給食外部搬入特区
三　構造改革特別区域の範囲　阿南市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第四百四十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十九年十二月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高知県土佐郡土佐町
二　構造改革特別区域の名称　土佐町果実酒特区
三　構造改革特別区域の範囲　高知県土佐郡土佐町の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○総務省告示第三十六号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、山形県鶴岡市と酒田市との境界を次のとおり変更する旨、山形県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成三十年一月三十一日からその効力を生ずるものとする。

平成三十年一月三十日

総務大臣　野田　聖子

鶴岡市に編入する区域

酒田市広岡新田字六分地一及びこの区域に隣接する水路である公有地の全部並びに二二三に隣接する道路である公有地の全部、字御金谷地二〇七、二一二に隣接する水路である公有地の全部、浜中字八尋野二八の一、二八の二、一七九、一八八、一八九に隣接する道路、水路である公有地の全部、字出崎五八九、六六二、六六三に隣接する水路である公有地の全部

酒田市に編入する区域

鶴岡市茨新田字下山根六一の一の一部、八九の一部、九〇、九八の一部及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部並びに八五から九〇までに隣接する水路である公有地の全部

○総務省告示第三十七号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、山形県鶴岡市と東田川郡三川町との境界を次のとおり変更する旨、山形県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成三十年一月三十一日からその効力を生ずるものとする。

平成三十年一月三十日

総務大臣　野田　聖子

鶴岡市に編入する区域

東田川郡三川町大字神花字西外川原一八一の一部、一八一の一から一八一の三までの各一部、一八一の三四の一部、一八一の三五から一八一の四六まで、一八一の八一、一八一の八二、一八二の一の一部、一八二の二、一八四の一、二三五の六の一部、二三五の七、二三五の八の一部、二三五の九から二三五の一二まで、二三五の一九の一部、二三六の一の一部

東田川郡三川町に編入する区域

鶴岡市茨新田字東二四五の二から二四五の五までの各一部、二四五の八の一部、二四九の一、三一八の一の一部、三一八の二、三一九の二の一部、字村下一六二の一の一部

○政治資金適正化委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成三十年一月三十日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五三六七	二九、一二、一八	枡田　和浩

○法務省告示第三十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成三十年一月三十日

法務大臣　上川　陽子

住所　埼玉県草加市氷川町1317番地4
ニャムジャブ・ロブサンドルジ　昭和58年9月9日生

住所　和歌山市鳴神620番地14
閻紹琳　昭和54年12月17日生

住所　大阪市中央区森ノ宮中央2丁目6番1―1202号
趙明賽　昭和39年7月7日生

住所　兵庫県西宮市樋之池町24番21―405号
朴宏美　平成元年10月10日生

住所　東京都新宿区西新宿6丁目15番1―1822号
黄旭梅　昭和45年7月19日生

住所　徳島市南島田町2丁目62番地
胡慧思　平成8年3月3日生

住所　神奈川県厚木市恩名1丁目6番56―403号
アハマド・アンマール・ガイベ　昭和45年11月25日生

住所　福岡市中央区笹丘3丁目20番8―305号
楊亜竹　昭和53年2月4日生

住所　東京都江戸川区松本1丁目24番15号
金三徳　昭和25年1月15日生

住所　千葉県船橋市海神町西1丁目1064番地1
金未美　昭和30年10月21日生

住所　千葉県船橋市海神町西1丁目1064番地1
ボタボバ・オクサナ・セルゲイブナ　昭和57年5月15日生

住所　千葉県船橋市海神町西1丁目1064番地1
ヨシダ・ニコラス　平成18年7月15日生

住所　千葉県船橋市海神町西1丁目1064番地1
グエン・マン・フン　昭和60年11月15日生

住所　千葉県船橋市海神町西1丁目1064番地1
ドアン・ティ・トゥ・ハン　昭和60年3月23日生

住所　滋賀県彦根市戸賀町100番地10
グエン・ジャ・フィ　平成21年12月15日生

住所　滋賀県彦根市戸賀町100番地10
グエン・アン・キエット　昭和50年1月14日生

住所　滋賀県彦根市戸賀町100番地10
グエン・タン・ファット　平成23年4月25日生

住所　福岡県久留米市津福本町2235番地1
ボ・ティ・タン・ジュウ　昭和62年6月10日生